

協議（6）地域公共交通計画策定支援業務に係る契約方法及び仕様について

1 指名業者の選定

- (1) 登米市の入札参加資格者名簿に、業種「検査・分析・調査等」、種目「施策・計画策定」で登録されている県内の事業者
- (2) (1) の事業者のうち、公共交通に関する計画の策定業務を実施しているコンサルタント事業者 7 社以上を選定予定（登米市指名競争入札参加者指名基準による）

2 契約方法

- (1) 選定事業者による指名競争入札で契約事業者を決定
- (2) 登米市地域公共交通会議と落札事業者の間で、地域公共交通計画策定支援業務委託契約を締結する

3 契約手続き

指名通知、入札執行及び契約締結等の手続きについては、登米市まちづくり推進部市民協働課において行う

登米市地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書（案）

1 業務の目的

登米市の公共交通は、広域的な交通として JR 東北新幹線や JR 東北本線及び気仙沼線、高速バスが運行しており、市内の交通として、市民バス（11路線）、住民バス（9町域）、デマンド型乗合タクシー（5地区）などが運行中であるが、公共交通利用者は自家用車の普及及び人口減少等により減少傾向にあり、今後さらに加速していくことが懸念される。一方で、急速な高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、公共交通の必要性が高まっている。

本業務は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（以下「活性化再生法」という。）」を踏まえ、本市に適した持続可能な公共交通体系を構築していく公共交通政策のマスタープランとなる「登米市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

2 委託期間

本契約締結の翌日から令和7年3月15日までとする。

3 業務内容

（1）計画準備

本業務の目的、趣旨を把握したうえで、業務全体の方針や手順、計画策定のために必要な検討項目を整理し、詳細な業務工程を検討・立案し、業務計画書を作成する。

国土交通省による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」等を参照し、令和2年の活性化再生法の改正内容等を熟知した上で、地域公共交通計画に盛り込むべき項目・内容を漏れなく掲載できるよう準備に努めること。

（2）登米市の地域概況の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口）や土地利用状況、主要施設分布状況、交通特性（国勢調査）など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

また、「第二次登米市総合計画」や「登米市都市計画マスタープラン」「登米市都市交通計画マスタープラン」「登米市立地適正化計画」などの上位・関連計画や「第二次登米市地域公共交通再編計画」におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置付け等について整理・把握する。

(3) 公共交通の現状に関する整理

既存資料を活用し、鉄道や市民バス、住民バス、デマンド型乗合タクシーなどの既存公共交通の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況、バス停毎・便毎の乗降状況、財政負担額などを整理し、公共交通利用者の移動実態の整理・分析を行い、今後の公共交通体系を検討するにあたっての基礎資料となるよう現況整理を行う。

(4) 公共交通の利用実態及びニーズに係る調査

①市民アンケート調査

日常的な交通行動や、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度、及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、バスの潜在需要層とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するに当たっての基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を実施する。

○対象者：18歳以上の市民を対象に2,000人無作為抽出（住民基本台帳）

○調査方法：郵送による配布・回収（調査票・配布用封筒、返信用封筒の印刷費、発送費・返送費は受託者が負担とする。ただし、調査対象者の抽出・ラベル印刷は市が準備する）

②公共交通利用実態調査

ア) 市民バス・住民バス利用実態・アンケート調査

市民バス・住民バスの利用者を対象に、乗降バス停、属性（性別、年齢など）、利用特性（利用目的、利用頻度など）、運行サービスに対する満足度、改善点などを把握するため、ヒアリング調査を行う。調査は、平日1日、全便を対象とする。

イ) JR 駅利用実態・アンケート調査

市民バスが乗り入れている各駅の利用者を対象に、利用者属性、利用特性（利用OD駅、利用目的、利用頻度、運行サービスに対する満足度）、利用をより一層高めるために必要なサービスなどを把握するため、利用実態調査を行う。調査方法は調査員ヒアリングとする。調査日は、平日1日とする。

③高校生アンケート調査

市民バスの主たる利用者である高校生を対象に、通学実態（出発・到着時間、所要時間、交通手段）、公共交通の改善点、公共交通を利用しない理由などを把握するため、アンケート調査を行う。調査対象は、佐沼高校・登米高校・登米総合産業高校・飛鳥未来きずな高校登米本校・迫桜高校の1・2年生全員を対象とし、調査方法は学校を通じて、配布・回収を行う。

④コミュニティ組織ヒアリング調査

市内にある 21 のコミュニティ組織に対して、日常生活の移動実態や公共交通に対する新たなニーズや要望等の意見を把握するため、ヒアリング調査を実施する。ヒアリング調査の実施にあたっては、事前にアンケート調査票を配布し、回答内容を精査した上、旧町域毎に直接ヒアリングを実施する。ヒアリングにあたっては、各町域 30 分～1 時間程度を想定する。

⑤交通事業者ヒアリング調査

公共交通事業者（バス事業者（市民バス・住民バス・スクールバス）、タクシー事業者）を対象に、公共交通の利用特性や運行上の問題点や課題、公共交通の見直しを当たって留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行う。回答後、必要に応じて、ヒアリングを行う。

(5) 公共交通に関する課題整理

地域の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向、市民の移動実態・ニーズ等から、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(6) 地域公共交通の構築に係る基本的な方針

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討するとともに、地域公共交通の位置付けを明確にし、幹線公共交通とこれを補完する支線公共交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。また、新たな移動サービス導入の可能性について検討する。

(7) 計画の目標及び実施事業

現在実施している事業の検証を行い、上位・関連計画との整合を図りながら基本方針に基づく計画の目標と、目標を達成するために行う事業を抽出し、事業概要、実施主体、スケジュール等を検討する。

(8) 計画の達成状況の評価

P D C A サイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討する。

(9) 登米市地域公共交通計画（案）の策定

前項までの内容や改正地域公共交通活性化再生法での記載事項などを踏まえ、登米市地域公共交通計画（案）を作成する。

(10) 登米市地域公共交通会議の運営支援

登米市地域公共交通会議（3 回程度）に係る資料作成、会議への出席、議事録作成

などの運営支援を行う。

(1 1) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。

4 成果品

本委託業務の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- ①業務報告書 2部
- ②地域公共交通計画書概要版（案）電子データ（加工が可能なデータ形式）
- ③地域公共交通計画（案）電子データ（加工が可能なデータ形式）

○地域公共交通計画策定スケジュール案

作業項目	令和5年度							令和6年度							令和7年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
補助事業活用の相談・要望・申請 (計画策定に関するもの)																										
公共交通会議設置要綱の改正 (法定協議会への移行)																										
地域公共交通会議の開催																										
計画策定支援業務発注・委託																										
現状整理・上位関連計画の整理																										
ニーズ把握																										
問題点・課題の検討																										
施策の検討																										
計画案の作成																										
市議会への説明																										
住民利用者等の意見の反映 (パブリックコメント等)																										
計画の決定・国への送付																										
事業実施																										